

○菊川市経済変動対策貸付金利子補給制度要綱

令和2年4月1日

告示第64号

改正 令和3年3月29日告示第51号

令和5年12月22日告示第264号

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した市内中小企業の経営安定を図るため、静岡県中小企業経営安定資金融資制度にのっとり、必要な資金を融資した取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定し、この要綱に係る融資を行うものをいう。
- (3) 静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）（以下「新型コロナウイルス感染症対応枠」という。） 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知）別表に規定する経済変動対策貸付のうち新型コロナウイルス感染症対応枠に係るものをいう。

(対象者)

第3条 この要綱における融資の対象者は、市内に店舗、工場又は事業所を有し、原則として、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応枠に係る融資の条件を満たしていること。
- (2) この要綱に係る融資の申込日以前において納期が到来した市税等（徴収猶予に係る税額を除く。）を完納していること。

(融資の条件)

第4条 この要綱における利子補給の対象となる融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金用途 事業資金（設備資金及び運転資金）
- (2) 融資限度額 1企業につき、8,000万円
- (3) 融資期間 3年以内
- (4) 利子補給率 0.67パーセント
- (5) 償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還のいずれかとする。ただし、設備資金にあつては3年以内、運転資金にあつては2年以内の措置期間を認める。
- (6) 信用保証及び保証料 協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率とする。
- (7) 担保及び保証人 協会の定めるところによる。

(融資の申込み、審査、決定等)

第5条 この要綱に定める融資を受けようとする者は、菊川市経済変動対策貸付金申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、取扱金融機関を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱別表に定める提出書類の写し
- (2) 菊川市で事業を1年以上継続して営んでいることを証明する書類
- (3) その他市長が必要として指示した書類

2 市長は、取扱金融機関から前項の申込書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、取扱金融機関を経由し、関係書類を協会に送付するものとする。

3 協会は、取扱金融機関から前項の申込書の送付を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、取扱金融機関に保証の承諾を行うものとする。

4 取扱金融機関は、前項の規定により保証承諾を受けたときは、速やかに融資を実行するものとする。ただし、特別な理由により融資が不可能と決定したときは、その旨を市長へ報告するものとする。

5 取扱金融機関は、この要綱に係る融資について歩積預金又は両建預金を要求してはならない。

（報告）

第6条 協会は、この要綱による保証の状況等を別に定めるところにより市長に報告するものとする。

（利子補給金の額）

第7条 取扱金融機関に交付する利子補給金の額は、年度別に区別して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までの各期間における融資平均残高（計算期間中各残高の合計を6で除して得た金額）に、第4条第4号に定める利子補給率及び期間（当該半期分/12月分）を乗じて得た額の合計とする。

（利子補給金の申請）

第8条 この要綱による利子補給金の交付を受けようとする取扱金融機関は、菊川市経済変動対策貸付金利子補給金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 菊川市経済変動対策貸付金利子補給金計算内訳表（様式第3号）
- (2) その他市長が必要として指示した書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、内容を審査の上、適当と認めるときは、当該申請者に対し、菊川市経済変動対策貸付金利子補給金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）（様式第4号）により通知するものとする。

（請求の手続）

第10条 この要綱による利子補給金の交付の請求を行おうとする取扱金融機関は、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 取扱金融機関は、この要綱及び協会との契約を遵守しなければならない。

- 2 市は、取扱金融機関について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等、この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して利子補給を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市、協会及び取扱金融機関が協議して定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年3月18日から令和6年3月31日までに実行された融資に適用する。

附 則 (令和3年3月29日告示第51号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、改正前の菊川市経済変動対策貸付金利子補給制度要綱の規定により実行された融資については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年12月22日告示第264号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市経済変動対策貸付金申込書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所
 申込者
 氏 名
 電話番号

次のとおり経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）の融資を申し込みます。なお、融資に関する手続の範囲内で、市長が商工会、取扱金融機関及び静岡県信用保証協会から融資に関する情報を取得すること並びに商工会、取扱金融機関及び静岡県信用保証協会に融資に関する情報を提供することに同意します。

中小企業者記入欄				
融資申込金額	円	資金計画	当資金 円	
内訳	設備		円	自己資金 円
	運転		円	その他借入金 円
	借換		円	補助金 円
融資希望期間 (据置期間)	か月 (か月)	業種	計 円	
融資希望時期	年 月 日	従業員数 (組合員数)	人	
融資希望金融 機関(支店)	第一希望 第二希望	資金使途 (具体的に記入)		
資本金(出資金)	円			
営業年数	年			
申込窓口(金融機関含む) 記入欄		保証協会記入欄		
機関名(支店名)		保証諾否	承諾 不承諾	
受理年月日		保証承諾日		
基準金利 A	年 %	保証金額	円	
県利子補給率 B	年 %	保証期間	か月	
市利子補給率 C	年 %			
融資利率 A-B-C	年 %			

様式第2号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市経済変動対策貸付金利子補給金交付申請書

第 号
年 月 日

菊川市長 氏 宛

住 所
申請者
氏 名
電話番号

年度（上・下）期における菊川市経済変動対策貸付に係る利子補給金の
の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 円

交付申請額 円

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4横型）

菊川市経済変動対策貸付金利子補給金計算内訳表（所要額計算書）

融資年度	融資残高						融資平均残高 A	基準金利 B	融資利率 C	利子補給率 D=B-C	利子補給金 A×D×6/12
	月	月	月	月	月	月					
								%	%	%	円

様式第4号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市経済変動対策貸付金利子補給金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

菊川市長 氏 名 圃

年 月 日付け 第 号により申請があった菊川市経済変動対策貸付金利子補給金の交付について、次のとおり決定します。

- 1 決定の内容
金額 円
- 2 交付の条件
菊川市経済変動対策貸付金利子補給制度要綱を遵守すること。

様式第5号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補給金の決定を受けた菊川市経済変動対策貸付金利子補給金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 宛

住 所
請求者
氏 名
電話番号

口座振替先	金融機関名		口座種別	普通・当座
金融機関名	支 店 名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				